

情報 資産 区分	極秘・秘・内部情報・その他 (秘密取扱期間：)
----------------	-----------------------------

主管課等：横浜国際センター市民参加協力課
保存期間満了時期：R-E

平成22年10月1日

JICA 横浜 海外移住資料館 ボランティア活動要領

この要領は、独立行政法人国際協力機構 横浜国際センター 海外移住資料館（以下、「資料館」という。）にて活動するボランティア（以下「ボランティア」という。）について、その活動を行うために必要な事項を定めるものです。

1. ボランティア活動の種類と内容

資料館におけるボランティア活動には以下の2種類の活動があります。展示案内ボランティア活動をさせていただく方には、年間活動日数の目安を定めています。

(1) 展示案内ボランティア活動（通称：ガイドボランティア）

- ① 来館者に対する展示資料（特別展示・企画展示含む）の解説、および展示資料の看視。
- ② 展示案内以外の子ども・生徒向け教育プログラムに関する補助。
- ③ その他、来館者や市民を対象とした解説等の業務に関する補助。

(2) 資料整理ボランティア活動（通称：サポートボランティア）

- ① 収集・収蔵資料にかかる学芸業務に関する補助。
- ② その他、資料館が実施する各種業務の補助。

2. 活動場所

ボランティア活動は、原則として資料館及びその関連施設内で行っていただきます。ただし、資料館が、主催・共催する移動展、巡回展等が近隣で開催される場合、通常の活動場所を離れての活動をお願いする場合があります。

3. 活動日、および活動時間

活動日は、原則として資料館の開館日・開館時間内において、ボランティアの希望に基づき資料館が調整し決定します。展示案内ボランティアの年間活動日数の目安は、年間30日以上です。

4. 登録、辞退等

(1) ボランティアとして登録いただくには、次の要件が必要です。

- ① 海外移住の歴史、日系社会、国際協力、異文化理解活動に関心があること
- ② 本ボランティア活動が、資料館と市民社会との重要な接点となる活動であることを理解し、それを踏まえた活動に意欲があること
- ③ 社会奉仕活動に意欲があること
- ④ 活動場所までの通勤が可能なこと
- ⑤ 原則として応募時に満18歳以上の者で、心身ともに健康であること。

(2) 登録を希望される場合は、別添の様式第1号による申込書を資料館に提出してください。資料館はその申込みを受けて審査し、登録を認めた方に対して登録証を発行します。

(3) ボランティア登録を辞退される場合は、資料館に対し、事前にその旨を通知し、登録証を速やかに返却してください。

- (4) ボランティアの登録期間は1年間とし、更新の回数には制限を設けません。登録の更新を希望する方には、当該年度末の30日前までに、別添の様式第2号による更新申込書を提出していただきます。
- (5) 資料館が、登録者に活動いただくには支障があると判断した場合、登録後、活動後であっても、これを取り消すことがあります。

5. 必要経費の補助

資料館は、ボランティアの活動にかかる以下の経費の全額又は一部を補助します。

- ① 自宅からの往復交通費
- ② 食費（当該日の活動時間が4時間を超える場合）
- ③ ユニフォーム（実物支給）

6. 研修会等への参加

登録者には、資料館の実施する研修会等に参加し、ボランティアとして必要な知識、技術の習得に努めていただく必要があります。

7. 遵守事項

以下を遵守のうえ活動してください。

- ① 資料館の設置目的を十分に理解し、それに基づく活動をすること。
- ② 活動中は資料館館長又は館長が定める者の指示に従い、資料館と十分な連携をこと。
- ③ 資料館の名誉を傷つける行為を行わないこと。
- ④ 公共の利益に反する行為、または反するおそれのある行為を行わないこと。
- ⑤ 活動上知り得た個人情報や秘密に関する事項について、登録期間中および期間後も外部に漏らさないこと。
- ⑥ 政治・宗教活動及び営利に関する活動を行わないこと。
- ⑦ 活動中は登録証を常に携帯し、関係者からの請求があったときはこれを提示すること。

8. 損害賠償

登録者が資料館の施設、設備、展示品、所蔵資料等に故意又は過失により損害を与えた場合、資料館から当該ボランティアに対し、その損害賠償を求めることがあります。

9. ボランティア保険

登録者の方には、傷害保険及び損害賠償保険（ボランティア保険）に加入していただきます。資料館はその費用を負担します。この保険の補償範囲を超える賠償責任については、資料館はその責を負いません。

10. その他、この要領に定めるもののほか必要な事項については、資料館館長が別途定めます。

以上

別添1：様式第1号 ボランティア登録申込書

別添2：様式第2号 ボランティア登録更新申込書